

訪問看護サービスの費用（医療保険）

2024.6.1～
訪問看護ステーション住吉

1. 基本利用料

訪問看護の基本サービスは、特例の場合を除き、1日1回・1週3日までのご利用となり、下記の自己負担分を基本料金として請求させていただきます。

*下記の加算と療養費は、利用者様の状況やご希望により異なってきます。該当される方には、詳細をご説明させていただきます。

	療養費の1割	療養費の2割 (*1※照)	療養費の3割
毎月の1日目			
機能強化型訪問看護管理療養費 1	1,880円	3,760円	5,630円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	1,560円	3,120円	4,670円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	1,430円	2,850円	4,280円
機能強化型 以外	1,320円	2,640円	3,970円
2日目以降①週3日まで（1日につき）(*2)	860円	1,710円	2,570円
週4日目以降（1日につき）	960円	1,910円	2,870円
2日目以降②週3日まで（1日につき）	810円	1,610円	2,420円
週4日目以降（1日につき）	910円	1,810円	2,720円
毎月1回 情報提供療養費 1. 2. 3 (*3)	150円	300円	450円
毎月1回 24時間対応体制加算 イ. (*4)	680円	1,360円	2,040円
ロ.	650円	1,300円	1,960円
毎月1回 特別管理加算 1. (*5)	500円	1,000円	1,500円
2.	250円	500円	750円
難病等複数回数訪問加算 2回目	450円	900円	1,350円
3回以上	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算（90分を超える場合）(*6)	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 (*7) 週1日まで	450円	900円	1,350円
週3日まで	300円	600円	900円
(*8) 1日に1回	300円	600円	900円
1日に2回	600円	1,200円	1,800円
1日に3回以上	1,000円	2,000円	3,000円
乳幼児加算（1日につき）(*9)	130円	260円	
別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	180円	360円	
退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	200円	400円	600円
退院支援指導加算	600円	1,200円	1,800円
長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840円	1,680円	2,520円
専門管理加算（月1回）	250円	500円	750円
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊時の訪問）	850円	1,700円	2,550円
在宅患者連携指導加算（月1回）	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回まで）	200円	400円	600円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 2 （入所先で看取り介護加算を算定する場合）	1,000円	2,000円	3,000円
早朝・夜間加算（6:00～8:00、18:00～22:00）	210円	420円	630円
深夜加算（22:00～6:00）	420円	840円	1,260円
緊急訪問看護加算（1日につき）月14日目まで	270円	530円	800円
月15日目以降	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	10円	10円	20円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）	80円	160円	230円
Ⅱ（月1回）(*10)	0～50円	0～100円	0～150円

訪問看護サービスの費用（医療保険）

2024. 6. 1～
訪問看護ステーション住吉

- * 1 義務教育就学前までの基本料金は、療養費の2割になります。
- * 2 毎月の2日目以降の料金は、国の定める基準により料金設定が表の①②に分かれます。
- * 3 情報提供療養費 1は居住地の市町村、指定特定相談支援事業者等 2は保育所等、義務教育校、高等学校等 3は入院入所する利用者の当該保険医療機関へ、求めに応じて必要な情報を提供した場合です。
- * 4 24時間対応体制加算は、国の定める基準により料金設定が表のイ、ロに分かれます。
- * 5 特別管理加算は、国の定める基準により料金設定が表の1. 2. に分かれます。
- * 6 長時間訪問看護加算の対象者は次の通りです。①人工呼吸器使用の方 ②15歳以上の特別管理加算対象の方 ③特別指示書の期間中の方 ④国の判定基準による15歳未満の超重症児・準超重症児の方と、15歳未満の特別管理加算対象の方（ただし、算定回数は①～③の方は週1回 ④の方は週3回までを限度とします。）
- * 7 複数名訪問看護加算は、国の定める基準の利用者に対し、看護職員が同時に他の看護師等との同行訪問を実施した場合は週1日に限り、その他の職員（看護補助者や看護師等）との同行訪問を実施した場合は週3日まで算定します。
- * 8 また、国の定める基準の利用者に対し、看護職員がその他の職員（看護補助者や看護師等）との同行訪問を実施した場合で、次の①～③の対象者の方は1日あたりの回数に応じて算定します。①末期の悪性腫瘍、神経難病等の方 ②特別管理加算対象の方 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方
- * 9 乳幼児加算は、国の定める基準により料金設定が表に記載のように分かれます。
- * 10 訪問看護ベースアップ評価料Ⅱは、国の定める基準により18区分あり、また区分が変動する場合があります。

2. その他の実費利用料（税込）

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 訪問看護サービスを日曜日、年末年始（12/29～1/3）に行った場合 | 1 訪問につき 3, 300円 |
| (2) 交通費等 | |
| 公的交通機関（電車、バス、タクシー） | 実費 |
| 車・バイク・自転車・徒歩 | 55円/Km × 往復距離数（最低55円） |
| 片道20km以上 | 110円/Km × 往復距離数 |
| 有料駐車場を使用する場合の駐車料金 | 実費 |
| (3) その他実費：必要とされる介護用品・衛生材料等 | 実費（別紙参照） |
| 支払証明作成料 | 1枚につき 1, 100円 |
| 謄写代 | 1枚につき 22円 |
| (4) キャンセル料：体調の変化による急な受診以外での当日キャンセル | 1回 1, 000円（不課税） |
| (5) 特例の場合を除き1回の訪問が、90分を越える場合 | 30分毎に 4, 680円 |